

公告日 年 月 日

# 利用権設定申込書

借り手 (利用権の設定を受ける者)	住所	ふりがな	電話番号 ( ) -
		(自署) 氏名	
貸し手 (利用権を設定する者)	住所	ふりがな	電話番号 ( ) -
		(自署) 氏名	

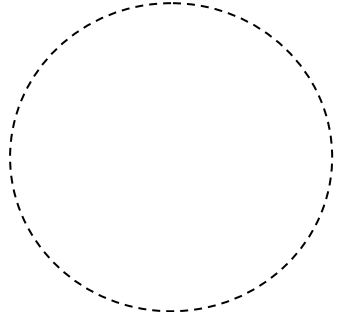
## 1 利用権設定各筆明細

利用権を設定する土地					設定する利用権						
大字	字	地番	地目	面積 (A) (㎡)	利用権の種類	借賃 (B)		公告日からの 設定期間 (C)	利用内容 (作物名)	借賃の支払方法	区分
						10a 当り	1 筆当り				
					1. 賃貸借 (有償) 2. 使用貸借 (無償)					1. 現金 2. 口座 3. 物納 4. 役務 5. 無償	1. 新規 2. 再設定
					1. 賃貸借 (有償) 2. 使用貸借 (無償)					1. 現金 2. 口座 3. 物納 4. 役務 5. 無償	1. 新規 2. 再設定
					1. 賃貸借 (有償) 2. 使用貸借 (無償)					1. 現金 2. 口座 3. 物納 4. 役務 5. 無償	1. 新規 2. 再設定
					1. 賃貸借 (有償) 2. 使用貸借 (無償)					1. 現金 2. 口座 3. 物納 4. 役務 5. 無償	1. 新規 2. 再設定
					1. 賃貸借 (有償) 2. 使用貸借 (無償)					1. 現金 2. 口座 3. 物納 4. 役務 5. 無償	1. 新規 2. 再設定

## 2 利用権設定を受ける者の農業経営状況等

農作業 従事日数	利用権の設定等を受ける土地の 面積 (D) (㎡)		利用権の設定等を受ける者が 現に耕作又は養畜の事業に 供している農用地の面積 (㎡)	利用権の設定等を受 ける者の主たる 経営作目 (E)	利用権の設定等を受ける者の世帯員 (構成員) の農作業従事状況		利用権の設定を受ける者の 主な農機具の所有状況		利用権の設定を受ける者の 主な家畜の飼育状況				
	農地	採草 放牧地			世帯員(構成員)	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)	種類	数量	種類	数量			
日	農地		農地		男	人	農業専従者 (F) (人)	軽四トラック	台	乳牛	頭		
										トラクター	台	和牛(肉牛)	頭
	採草 放牧地		採草 放牧地		女	人	農業 補助者 (F)	耕耘機	台	豚	頭		
												田植機	台
	その他									草刈機	台	ニワトリ(卵)	羽
										防除機	台		
							コンバイン	台					
							乾燥機	台					

井原市受付印



- (1) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、1筆の一部について利用権が設定される場合には、「〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡」と記載し、当該部分を特定できる図面を添付する。  
 (2) (B) 欄の「借賃」は当該農地の1年分の借賃の額を記載する。必要であれば、借賃支払期限を記載する。  
 (3) (C) 欄の「公告日からの設定期間」は「〇年間」と設定期間を記載し、必要であれば終期を記載する。

- (3) (D) 欄の「利用権の設定等を受ける土地の面積」は同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算した面積を記載する。  
 (4) (E) 欄は「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「施設園芸」等と記載する。  
 (5) (F) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数がおおむね60~149日の者をいう。

### 3 利用権設定を設定する土地の貸し手(利用権を設定する者)以外の権原者（共有者等）がいる場合

住 所	氏 名	電話番号	権原の種類
	( 自 署 )	(        )        —	1. 所有権 2. その他 (        )
	( 自 署 )	(        )        —	1. 所有権 2. その他 (        )
	( 自 署 )	(        )        —	1. 所有権 2. その他 (        )
	( 自 署 )	(        )        —	1. 所有権 2. その他 (        )
	( 自 署 )	(        )        —	1. 所有権 2. その他 (        )

(1) 3は貸し手(利用権を設定する者)以外の権原者がいないときは記入を要しない。

### 4 共通事項（解除条件付の場合は、別紙の事項を追加する）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるものほか次に定めるところによる。

#### (1) 借賃の支払い猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

#### (2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となった知己は民法609条によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聞くものとする。

#### (3) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。

#### (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

#### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

#### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

#### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が中途解除・満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費した金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

#### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

#### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

#### (10) その他

この農用地利用集積計画に定めない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。